

建設工事における監理技術者等の適正な配置について(改正)

日 置 市

建設工事の適正な施工を確保するため、本市の発注する建設工事に設置する監理技術者及び主任技術者(以下、「監理技術者等」という。)の取扱いについて、「監理技術者制度運用マニュアルについて(平成16年3月1日国土交通省総合政策局建設産業課長通知)」に基づき、平成19年3月から下記のとおり運用しましたが、制度が平成28年6月に一部改正となり、下記のとおり改正することを通知します。

記

1 監理技術者等の適正配置について

請負者は、建設業法に従い、以下の事項を遵守してください。

- (1) 請負金額が 3,500万円 (建築一式工事は 7,000万円) 以上の建設工事を施工するに当たっては、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置すること。(ただし、建設業法施行令第27条第2項による特例あり)
- (2) 上記(1)のうち、下請負代金の合計金額が 4,000万円 (建築一式工事は 6,000万円) 以上となる場合については、主任技術者に代えて専任の監理技術者(監理技術者資格者証の交付を受けている者に限る。なお、平成16年3月1日以降に交付を受けた者は監理技術者講習が受講済みであることを。)を配置すること。

2 監理技術者等の雇用関係について

- (1) 配置予定の技術者は、当該請負業者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」が必要であり、恒常的な雇用関係とは、入札の執行日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。
- (2) 雇用関係については、「監理技術者資格者証(表裏)」、(監理技術者に限る)、所属建設業者が特定できる「健康保険被保険者証」、「住民税特別徴収税額通知書」等の写しの提出により確認します。
- (3) 写しの提出は、入札後契約締結前に提出する「現場代理人等選任通知書」に添付してください。

3 営業所における専任の技術者の取扱いについて

- (1) 営業所における専任の技術者は、営業所に常勤し専らその職務に従事しなければならないことから、工事現場の監理技術者等になることはできません。
- (2) ただし、営業所に近接した場所の工事であって当該工事の専任を要しない場合などにおいては、特例として認められることがあります。

4 入札参加に当たっての留意事項について

- (1) 入札に当たっては、必要となる監理技術者等の配置について上記1から3に基づき、十分な検討を行った上で参加してください。
- (2) 監理技術者等が配置できない場合は、辞退届の提出により必ず入札を辞退してください。
- (3) 受注希望型の入札への参加に当たっては、参加申込書に記載する配置予定技術者について、その後に変更が生じないよう十分な検討を行った上で申し込んでください。
- (4) 監理技術者等の配置において不正行為等が明らかになった場合には、建設業法の規定に基づく処分のほか、本市の指名停止措置を受けることになります。

担当： 総務企画部 財政管財課